

特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場定款

第1章 総則

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場という。
- 第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、知的障害児者やその周辺の人々と公共機関との連携を図り知的障害関係の情報センター的な役割を担うと共に、地域社会における自立促進のための支援を行うことを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健・医療・又は福祉の増進を図る活動
- ②人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- ③子どもの健全育成を図る活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①障害を持つ人、並びに親や家族などその周辺の人々を対象とした相談活動
- ②福祉関係の情報ネットワークの作成
- ③障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（共同生活援助・共同生活介護 グループホームみんなの広場）
- ④知的障害関係の福祉に関する事項周知連絡
- ⑤医療・療育・教育等生活全般にわたる専門分野への連絡、提携等
- ⑥その他この法人の目的を達成するための事業

(2) その他の事業

- ①自主性作品の製作と販売事業
 - ②一般業者からの委託販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

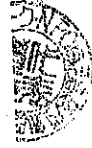
第3章 会員

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ②賛助会員 この法人の目的に賛同して、本法人の活動及び事業に協力できる個人及び団体

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。



第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。
第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものと見なすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 既納の会費及び拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上15人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。
- 3 会長は、理事会の議決を経て、常務理事を置くことができる。

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は、この法人の職員を兼ねることができない。

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の



- 残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 第19条 役員の報酬については、理事会で定めるものとする。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した表を弁償することができる。
- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。
- 第21条 この法人に相談役及び顧問をおくことができる。
- 2 相談役及び顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、この法人の運営に関する会長の諮問に答え、又は会長に対して意見をのべる
- 4 相談役及び顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第五章 総会

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。
- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 監事の選任又は解任及び報酬
 - (6) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から請求があったとき。
- 第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。



- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又はファックス及びeメールで総会開催日の5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。
- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 第28条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 第29条 総会における決議事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条及び第29条第2項及び第31条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 年会費の額
 - (4) 借入金
 - (5) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) その他運営に関する必要な事項
- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。



(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又はファックス及びeメールで理事会開催日の5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

第36条 理事会の議長は、会長もしくは、会長が指名した者がこれに当たる。

第37条 理事会における決議事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条 理事会の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事



業に関する資産の2種とする。

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経たうえで、総会の承認を得なければならない。

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

2 予算の追加又は更生を行った場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の通常総会の承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第52条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第52条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

4 この法人が解散するときは、理事が精算人となる。

第54条 この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11



条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

第55条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第56条 この法人の公告は、この法人の揭示場に揭示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	上 廣	鷹 雄
副会長	島 田	タカ子
同	島 谷	末 男
理 事	田 中	喜代子
同	武 井	幸 子
同	本 田	知栄子
同	野 崎	美智子
同	西 岡	千恵子
同	橋 本	美 香
同	大 熊	君 子
同	赤 澤	早 苗
監 事	關	泰 子
同	渡 邊	郁 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場 細則



第1条 本会、細則を定款第57条の規定により次のとおり定める。

1. 会費 (1) 本法人の会費は、次のとおりとする。
 - ①正会員は、個人—1口以上、団体—3口以上（1口1,000円）
 - ②賛助会員は、5口以上（1口1,000円）(2) この会費には、毎月発行の会報代が含まれる。
 - ①1部30円(3) この会費は、事情によって免除することができる。

2. 慶弔費 (1) 本法人の慶弔費は、次のとおりとする。
 - ①慶祝は、結婚および出産したときの祝金を5,000円とする。
 - ②見舞は、病気や事故などで一週間以上入院した場合の見舞金を5,000円とする。
 - ③弔慰は、役員及び役員に準じる者か本人会員が死亡した場合の弔慰金を5,000円とする。
 - ④その他の慶弔は、必要かつ緊急の場合、会長に一任し、後日役員会において報告する。

附則 この細則は、平成16年5月26日より施行する。